

こ 成 保 第 120 号
令和 7 年 2 月 12 日

【第 1 次改正】こ 成 保 第 133 号
令和 7 年 2 月 14 日

【第 2 次改正】こ 成 保 第 55 号
令和 8 年 2 月 2 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「設備運営基準」という。)については、令和 7 年 1 月 14 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなった。

その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりであるので、十分理解の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に遺漏のないよう御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号)により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられることとなった。

乳児等通園支援事業は、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「0～2 歳児の約 6 割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境

を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」とされているとおり、こども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものである。

こうした乳児等通園支援事業の趣旨を踏まえ、次の事項について、適切な運用を図ること。なお、設備運営基準に関する内容を含めたより詳細な取扱いについては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）においてお示ししているほか、関係する各種通知については、順次改正を行うこととしていること。

第2 総則

1 安全計画の策定等（第7条関係）

保育所等と同様に、乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）についても、安全計画の策定を義務付けること等としたこと。

安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応すること。

なお、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りること。

2 乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等（第10条関係）

乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたこと。また、乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととしたこと。

なお、こども家庭庁において、令和8年度に向けて研修資材等を開発中であり、追ってお示しする予定であること。

3 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条関係）

乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援

事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)に支障がない場合に関し、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員が、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員を兼ねることができることとしたこと。

具体的には、乳児等通園支援事業が保育所等において一体的に実施される場合や、乳児等通園支援事業が児童発達支援事業や一時預かり事業といった児童福祉事業と一体的に実施される場合等、乳児等通園支援事業及び併設する施設又は事業所（以下「併設施設等」という。）の利用者の年齢の区分ごとの設備や職員を備え、かつ、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に関し、設備及び職員を兼ねることが可能であること。

4 衛生管理等（第 14 条第 1 項及び第 2 項関係）

保育所における衛生管理等については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 10 条及び保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）第三章を踏まえ、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 21 年 8 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）においてお示ししているところである。

今般、乳児等通園支援事業所においても、保育所と同様に衛生管理等に関して規定することとしたので、当該ガイドラインを参考としつつ、適切に衛生管理等に関する措置を講ずること。

5 食事（第 15 条関係）

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととしたこと。

食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断することであること。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うことが必要であること。また、利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。

食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24

年3月厚生労働省)、「授乳・離乳の支援ガイド」(令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(平成31年4月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。

その上で、外部搬入により食事の提供を行う場合においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の2(3)における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、次の点を踏まえ対応することが必要であること。

＜外部搬入により食事の提供を行う場合の要件＞

イ 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ロ 乳児等通園支援事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ハ 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

ニ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ホ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

＜乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者＞

- ① 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
- ② 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

6 乳児等通園支援事業所内部の規程(第16条関係)

乳児等通園支援事業者は、次の運営についての重要事項に関する規程を園則や運営規程として定めること。なお、既に重要事項に関する規程を別途定

めている場合であっても、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項に関する内部の規程を別途定めることが必要であるが、その際、既に定めている内部の規程との間で、定める事項に応じて同一の内容を定めることは差し支えないこと。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

乳児等通園支援事業としての目的及び運営の方針を記すこと。

(2) 提供する乳児等通園支援の内容

保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して提供することとされている乳児等通園支援について、障害児や医療的ケア児の受入れ体制等も含め記すこと。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

第3の2の(1)の一般型乳児等通園支援事業所においては、第3の2の(2)のイの乳児等通園支援従事者について、職員の職種、員数及び職務内容を記すこと。

第3の3の(1)の余裕活用型乳児等通園支援事業所においては、第3の3の(1)のとおり、各施設又は事業所の区分に応じ、当該施設又は事業所について定める基準によることとしているが、当該施設又は事業所において、余裕活用型乳児等通園支援事業に従事する者を可能な限り特定し、記すこと。

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日を明確に記すこと。

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

令和7年度における乳児等通園支援事業の利用者負担については、ことも一人1時間当たり300円程度を標準とし、各乳児等通園支援事業所において設定した額を利用者負担とすることができることとしていることを踏まえ、適切に記すこと。

令和8年度以降の利用者負担については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条の規定により子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額について記すこと。

(6) 利用定員

乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すことが望ましいこと。その上で、職員の基準を満たしていることを前提に、乳児、満3歳未満の幼児ごとの利用児童の数が利用定員の総数を超えない範囲で内訳

が変動しても差し支えないこと。なお、第3の3の(1)の余裕活用型乳児等通園支援事業所においては、当該余裕活用型乳児等通園支援事業所における子ども・子育て支援法に基づく利用定員の内数として示すこと。

なお、利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点（0歳については、出生の時点）の満年齢によること。

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項を記すこと。

(8) 緊急時等における対応方針

緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

(9) 非常災害対策

火災や地震等の非常災害等への対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のために講じる対策について記すこと。なお、別途、虐待の防止のための措置を定めている場合においては、その旨を記すこと。

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項について記すこと。

7 苦情への対応（第19条関係）

乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこと等としたこと。

なお、必要な措置を既に講じている場合に、当該既に講じている措置とあわせて措置を講ずることも差し支えないこと。

第3 乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準等

1 乳児等通園支援事業の区分（第20条関係）

乳児等通園支援事業については、事業運営の形態として、以下のとおり、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型とすること。

(1) 一般型乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当するものを除いたもの。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定められた利用定員の総数（以下「利用定員数」という。）に満たない場合であって、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業。

2 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条から第 24 条まで関係）

(1) 設備の基準（第 21 条関係）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとすること。

イ 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所については、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

ロ 乳児室の面積は、乳児又はイの幼児 1 人当たり 1.65 m²以上とすること。

ハ ほふく室の面積は、乳児又はイの幼児 1 人当たり 3.3 m²以上とすること。

ニ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

ホ 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

ヘ 保育室又は遊戯室の面積は、ホの幼児 1 人当たり 1.98 m²以上とすること。

ト 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

チ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階以上に設ける場合の設備等については、

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること（第 21 条第 8 号イ）
- ・ 保育室等が設けられている階に応じ、その区分ごとに、以下の表に

掲げる施設や設備が 1 以上設けられていること（第 21 条第 8 号ロ）

- ・ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること（第 21 条第 8 号へ）

など、防火上、耐火上の観点から第 21 条第 8 号に規定する基準を満たすこと。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上の 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすもの

		とする。）
		2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(2) 職員について（第 22 条関係）

イ 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「令和 7 年改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る令和 7 年改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置く必要があること。

乳児等通園支援従事者のうち保育士以外が修了すべき研修については、次のとおりとすること。

(イ) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

※ なお、令和 8 年度に向けて、子育て支援員研修において、乳児等通園支援事業向けの新たなコースの設定を含めた研修の開発を予定しているものであること。この点に関する取扱いについては、追ってお示しすることとしていること。

(ロ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修
また、「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める研修カリキュラム

に基づいて適正に行われた研修を修了し、修了証書を交付された者については、全国いずれの市町村においても、設備運営基準第 22 条第 1 項に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」として取り扱われる必要がある。このため、各市町村においては、同項に規定する「市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修」として、都道府県知事若しくは他の市町村長が実施主体となるもの又は都道府県知事が指定する機関若しくは他の市町村長が指定する機関が実施主体となるものについても、適切に指定すること。

なお、乳児等通園支援事業の意義、目的及び仕組みを理解できるよう、研修の科目構成等に配慮するとともに、研修の実施を委託等する場合には委託等先の管理者も研修を受講することが望ましいこと。

ロ 乳児等通園支援従事者の配置基準については、次の区分に応じた数以上とすること。

① 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

② 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

また、乳児等通園支援従事者のうち、半数以上を保育士とすること。
ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき 2 人を下回ることはできないこと。

ハ イの乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならないこと。

設備運営基準第 22 条第 3 項本文の職員の専従に関する規定（以下「専従規定」という。）は、乳児等通園支援従事者が、利用乳幼児の処遇の万全を期するために、乳児等通園支援従事者は当該一般型乳児等通園支援事業の職務に専念しなければならないこととしたものであること。

ニ 設備運営基準第 22 条第 3 項ただし書については、一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体的に運営されている場合であって、利用乳幼児の数が、同条第 2 項ただし書の規定を適用しないこととした場合に乳児等通園支援従事者の数が 1 人となる場合において、専従規定の例外として、乳児等通園支援従事者のうち 1 人について専従とすることを要しないとする取扱いについて規定するものであり、具体的には、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができること。

① 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当た

って当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- ② 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

①の保育所等については、保育所、幼稚園、認定こども園以外には、家庭的保育事業等、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等といった子育て支援に関する施設又は事業が想定されるものであること。

一体的に運営されている場合の取扱いについては、原則として、同一の施設又は事業所の場所、かつ、同一の時間帯において実施されることをいうが、渡り廊下により複数の施設又は事業所が繋がっている等必要な支援を行うことができる場合においては、同一の施設又は事業所でなくとも差し支えないこと。その際、同じ施設又は事業所の場所であっても、保育所等の職員が必要な支援を行うことができないような位置関係において実施されている場合等には、一体的に運営されていると解することはできないこと。

また、設備運営基準第22条第3項第1号の規定を適用する場合について、次のとおり整理したこと。

- (i) 保育所等のうち、余裕活用型対象施設等（保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）において、在園児と合同で一般型乳児等通園支援事業を行う場合については、次のとおりであること。

余裕活用型対象施設等と一体的に運営される一般型乳児等通園支援事業の職員の取扱いについては、当該一般型乳児等通園支援事業の支援を行う余裕活用型対象施設等の職員及び一般型乳児等通園支援事業の専従者をもって2人と算定することができること。ただし、当該余裕活用型対象施設等の職員も一般型乳児等通園支援事業に専従する場合には、当該職員を余裕活用型対象施設等に係る職員の基準における職員配置の定数に算入することはできないこと。加えて、当該余裕活用型対象施設等における児童の保育に支障が生ずることのないよう留意すること。

- (ii) 保育所等であって余裕活用型対象施設等以外の施設又は事業所

(以下「施設等」という。)において在園児と合同で一般型乳児等通園支援事業を行う場合及び独立の居室において一般型乳児等通園支援事業を行う場合については、次のとおりであること。

当該施設等の職員が、当該施設等について定められた職員の基準を満たす等適切な体制が確保された上で、一般型乳児等通園支援事業の支援を行う場合には、当該支援を行う職員と一般型乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園支援従事者を2人と算定することができるが、当該施設等における児童の処遇に支障が生ずることのないよう留意することが必要であるほか、当該施設等における職員の専従に関する規定等がある場合にあっては当該規定等との関係等に十分留意すること。

これらを踏まえた、設備運営基準第22条第3項第1号が適用される場合の職員の配置のイメージは別紙のとおりであること。

同項第2号についても、上記を踏まえつつ取り扱うこと。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援従事者については、可能な限り、保育士とすることが望ましいこと。また、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援従事者の定数の取扱いについては、スポットワーク（短時間かつ単発の就労を内容とする雇用契約の下で働くことをいう。）を充てることは、例えば、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽生じた場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的かつ継続的な関わりが重要であるとの観点から、基本的に望ましくなく、一般型乳児等通園支援事業所に継続的に勤務する乳児等通園支援従事者をもって確保することが原則であること。

(3) 設備及び職員の基準の特例（第22条の2関係）

特例地域型保育給付費（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に係るものに限る。）に係る同号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備運営基準第21条及び第22条の規定は適用しないこと。

なお、設備運営基準第22条の2の対象となる事業所については、あくまで設備運営基準第21条（設備の基準）及び第22条（職員の基準）の規定のみが適用除外となり、その他の規定については他の一般型乳児等通園支援事業所と同様に適用されるとともに、事業の実施に際しては認可を得ることが必要であることや、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定に基づく市町村長による指導監査の対象となることに

留意すること。

(4) 乳児等通園支援の内容（第 23 条関係）

一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないこと。

(5) 保護者との連絡（第 24 条関係）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条及び第 26 条関係）

(1) 設備及び職員の基準（第 25 条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該施設又は事業所について定める基準によること。また、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園に係る設備及び運営の基準については、それぞれの施設について定める基準に基づき、当該余裕活用型乳児等通園支援事業所が所在する市町村を包括する都道府県において定められた条例によるものであるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業所において活用する「余裕」とは、利用定員数から利用児童数を控除した数以下の数のうち、当該余裕活用型乳児等通園支援事業所が受け入れようとする乳幼児の年齢及び人数に应ずるものであること。

イ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）

ハ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

ニ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(2) その他（第 26 条関係）

乳児等通園支援の内容、保護者との連絡については、一般型乳児等通園支援事業と同様の取扱いとすること。

第 4 その他

乳児等通園支援事業者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することが望ましいこと。なお、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第 30 条第 4 項において、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者は、同法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもに対する同法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしていること。

保育所等と一体的に乳児等通園支援事業を運営する場合の職員配置イメージ（例） （設備運営基準第22条第3項第1号関係）

別紙

職員の加配**無**の保育所との一体的運営の場合

乳児等通園支援従事者

2名と算定可

乳児等通園
支援事業

保育所



保育士 5人
2歳児 30人

加配
なし



保育士
2歳児
3人

追加で1名
配置するこ
とは不要



職員の加配**有**の保育所との一体的運営の場合

乳児等通園支援従事者

2名と算定可

乳児等通園
支援事業

保育所



保育士 5人
2歳児 30人

加配



保育士
2歳児
3人

追加で1名
配置するこ
とは不要



一時預かり事業との一体的運営の場合

乳児等通園支援従事者

2名と算定可

乳児等通園
支援事業

一時預かり事業



保育従事者 2人
2歳児 5人

保育士であ
るかどうかは
問わない



保育士
2歳児
3人

追加で1名
配置するこ
とは不要



小規模保育事業B型との一体的運営の場合

乳児等通園支援従事者

2名と算定可

乳児等通園
支援事業

小規模保育事業B型



保育従事者 4人
2歳児 18人

保育士であ
るかどうかは
問わない



保育士
2歳児
3人

追加で1名
配置するこ
とは不要

